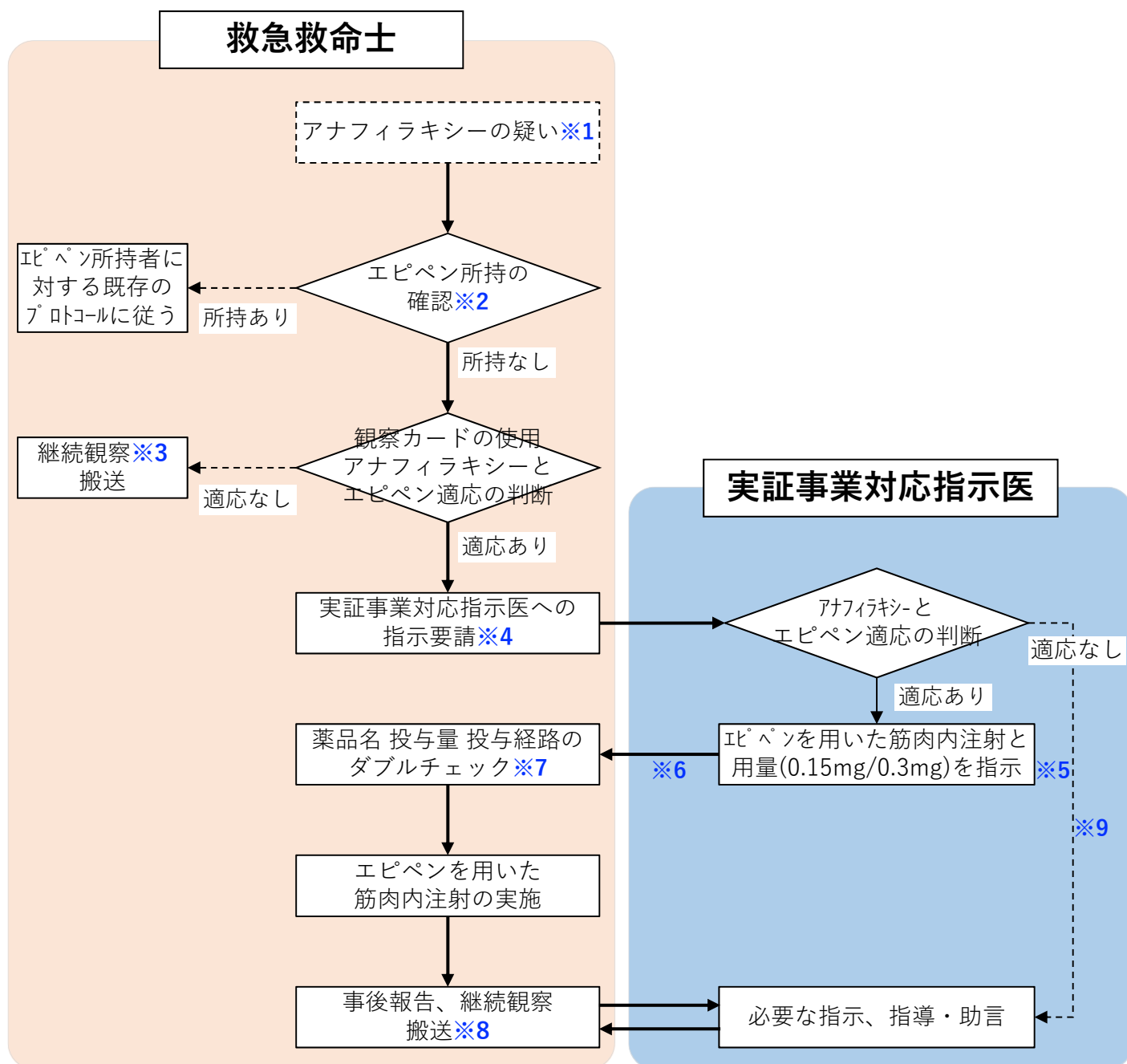


アナフィラキシーの傷病者に対する 自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン®）の筋肉内注射プロトコール



※注釈

- エピペン®を用いた筋肉内注射の終了後まで「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」は実施しない。
- すでにエピペンが使用されている場合はプロトコール対象外とする。
- 継続観察中にアナフィラキシーを強く疑い、重度の呼吸・循環・意識障害のいずれかが出現すれば実証事業対応指示医(実証事業でのエピペン®の指示に関する研修を修了した医師)へ指示要請を行う。
- 実証事業対応指示医であることを確認して、指示要請を行う。
- 観察所見、年齢等の報告を踏まえエピペンを用いた筋肉内注射の要否とその用量を指示する。
小学1-3年生は0.15mg／小学4年生以上は0.3mg。年齢に比して体型が小柄な場合で体重30kg未満は0.15mg。
エピペン以外の方法でのアドレナリン投与は禁止
- 実証事業対応指示医の指示を復唱し共有する。
- 処置実施者を含む隊員2名によりダブルチェックカードを用いて行う。
- エピペンを用いた場合、実証事業対応指示医に報告する。
注射後3分、その後約5分毎を目安に、バイタルサインやその他の症状の消長を確認する。
効果がなかったり、再燃してもエピペンの2回目使用は禁止。
「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」等の実施は実証事業対応指示医の指示に従う。
- 必要に応じて、「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」などの指示を行う。